

バイク置場使用細則

本細則は管理規約第18条に定める使用細則とする。

第 1 条 (主 旨)

加古川グリーンシティの防災面での安全を第一の目標とし、環境整備を図るため、本細則を定める。

本細則でいうバイクとは、原動機付自転車・普通自動二輪車・大型自動二輪車をいう。

第 2 条 (駐輪場所)

バイク置場の設置場所は、別紙図面の通り、加古川グリーンシティの敷地内に設置する。

2. 個々のバイク置場は、環境整備その他管理運営上、団地管理組合法人が必要と認めた場合、そのバイク置場を変更することがある。
3. 火災等の発生時、緊急のため一時的に、バイク置場を変更することがある。

第 3 条 (契約 等)

組合員及び組合員が入居させている占有者又は賃借人が所有するバイクを敷地内に駐輪する場合、契約者は別に定める「バイク置場使用契約書」で団地管理組合法人と契約をしなければならない。

2. バイクは契約に際し、団地管理組合法人が発行した所定のシールを、後輪カバー後部のよく見える位置に貼付し、あらかじめ決められた場所に駐輪しなければならない。
3. 来客及び業務用のバイクは、管理事務所に届出し、指定された場所へ駐輪しなければならない。
4. 使用者が変更になる場合及びバイク置場使用契約に違反し、バイク置場使用契約を解除されたときは、その使用にかかる権利を失い、団地管理組合法人に当該バイク置場を直ちに明渡さなければならない。

第 4 条 (賃貸料金)

契約者は別に定める賃貸料金を管理費等と一緒に支払うものとし、賃貸料金は管理費に充当する。

第 5 条 (使用上の心得)

使用にあたり、利用者は整理整頓に心がけ防犯及び事故に留意しなければならない。

2. バイクの損傷、盗難等の発生、建物設備や他のバイク等に損傷を与えたときは、契約者が一切の責を負うものとし、団地管理組合法人はその責を負わない。
3. 火災等、災害発生時の緊急移動に伴う事故の責任については、天災又は人災の場合いづれも契約者がその責にあたり解決するものとし、団地管理組合法人は一切関知しない。

第 6 条 (廃 車)

契約者は、使用バイクが不要になった場合、自己の責任において処分し、速やかに団地管理組合法人に廃車を届出なければならない。

第 7 条 (警告・撤去)

バイクは定められた場所以外の場所に駐輪してはならない。これに違反した場合には団地管理組合法人は、警告を発するか、若しくは団地管理組合法人の判断に

に基づき、バイク置場使用契約を解除、及びバイクを撤去することができる。撤去に要した費用は所有者に請求することができる。

第 8 条（管理者権限）

バイク置場の使用について、この使用細則に定めのない事項は団地管理組合法人の裁量による。

第 9 条（改 廃）

この使用細則の改廃は理事会の決議を経たのち、団地管理組合法人の団地総会の決議を得るものとする。この場合において団地管理組合法人の団地総会決議は、組合員総数の 2 分の 1 以上、議決権総数の 2 分の 1 以上の賛成を要する。